

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

長野市では、さまざまな立場の市民の意見、参加を得て、平成17年6月に「長野市地域福祉計画」を策定し、一人ひとりが自分らしくいきいきと、安心して暮らしていけるように、認め合い、支え合いながら、共に生きていく地域社会の実現のための取り組みを推進してきました。

この間、社会福祉制度は大きな変革を遂げ、地域社会で支援を求めている人ができる限り住み慣れた地域や家庭で生活を送れるよう、介護保険制度では地域密着型サービスの創設、医療保険制度改革では在宅医療の推進、障害者自立支援法では障害者の地域での自立、精神障害者の地域への移行等が行われてきました。

また、地域においては、地区の支え合い活動を計画的に推進する実施計画である地区地域福祉活動計画の策定を通じて、住民自ら地域の生活課題を把握し、課題に応じた地域福祉活動を推進してきております。

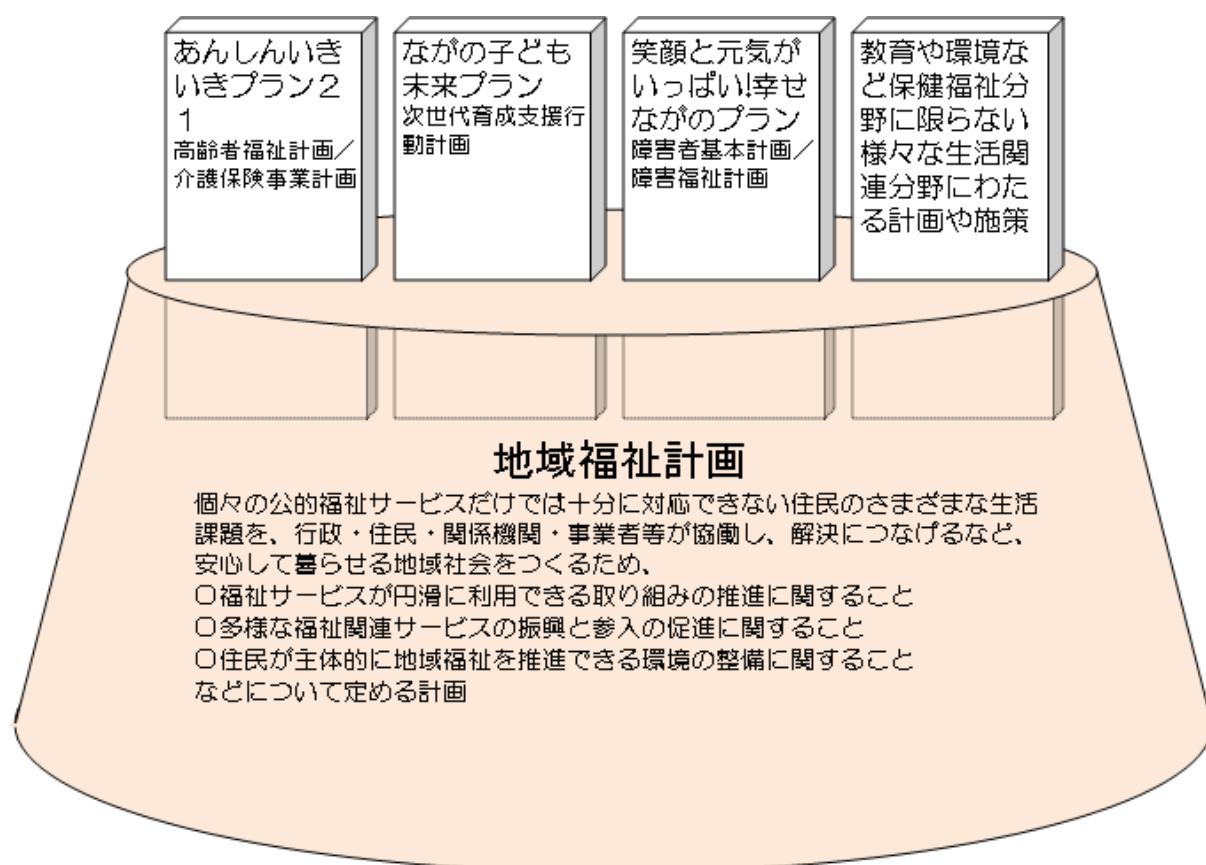
長野市の平成21年度「まちづくりアンケート調査」によれば、近隣関係については、ほとんど付き合いがない希薄な関係はごく少数で何らかの付き合いがあるという結果でした。しかしながら、実際に困ったときに助け合える関係は3割に満たないのが現状であることも同調査の結果から示されております。平成15年度に同様に行った調査結果との比較から、6年を経過し、近所付き合いがより希薄になっているといえます。その一方で、支援を必要とする人に対して、7割を超える人が「何らかの形で手助けしたい」という意識を持っていますが、これも6年前と比較するとその割合が減少しています。こうした現状を踏まえ、地域で支え合う仕組みなどの再点検を行い、今日の時代状況に対応した新たな地域福祉を確立するため、本計画を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、第四次長野市総合計画後期基本計画の施策を具体化する計画として位置づけられ、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定します。

この地域福祉計画は、高齢者・障害者・児童など福祉分野別に諸計画に基づく福祉サービスだけでは十分に対応できない住民のさまざまな生活課題について、行政と住民・関係機関・事業者等が相互に連携し、その解決に向けて協働の方向性を示すものです。そのために、福祉分野に限らず、教育・環境・人権・男女共同参画・住民自治など生活に関連するさまざまな施策を総合的に捉え直し、地域福祉を推進しやすい環境づくりについて明確にしています。

また、地域福祉活動を進めるために市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」とこの計画は、相互に連携・補完し合う関係にあり、第二次計画を策定するに当たってはこの関係をより明確にするため、計画策定プロセスを共有し、整合性のとれたものとして一体的に策定いたしました。



## 保健福祉に関する分野別計画

<p>あんしんいきいきプラン21(長野市高齢者福祉計画・長野市介護保険事業計画)</p> <p>市の高齢者の福祉及び介護保険事業を総合的に進めるための一体的な計画。</p>	
計画期間	第5次高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画：平成21～23年度
基本理念	自分らしく、元気で生きがいのある豊かな生活を送るとともに、介護が必要となっても安心して生活できる明るい社会を共に築きましょう
概要	「積極的な社会活動参加支援」「地域ケア体制づくり」「介護予防の推進」「介護保険サービスの基盤整備と質の向上」「認知症サポート・高齢者虐待防止体制の充実」を基本的な政策目標とし、今後の施策推進の方針・目標を盛り込む。
<p>笑顔と元気がいっぱい!幸せながのプラン(長野市障害者基本計画)</p> <p>市の障害者施策を長期的展望に立って総合的かつ計画的に進めるための計画。</p>	
計画期間	平成23～32年度
基本理念	ひとりひとりの個性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心して笑顔で輝きながら、元気に暮らしていけるまちづくりを目指す。
概要	「権利・理解の促進」「相談・福祉サービスの充実」「くらしの充実」「教育・育成の充実」「就労・日中活動の充実」「ユニバーサルデザインのまちづくり」を基本目標にし、必要な施策と整備目標を盛り込む。
<p>長野市障害福祉計画</p> <p>障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画。</p>	
計画期間	第二期計画：平成21～23年度
基本理念	地域において、障害のある人もない人も共に等しく自分の意思で選択し、社会活動に参画でき、人間としての尊厳をもって当たり前の生活が送れる社会を創造すること
概要	「第三次長野市障害者行動計画」のうち、生活支援に関する事項についてサービスの見込量、必要な施策等を盛り込む。
<p>ながの子ども未来プラン(長野市次世代育成支援後期行動計画)</p> <p>市の少子化対策、子育て・子育て支援に関する施策を総合的に推進するための計画。</p>	
計画期間	平成22～26年度
基本理念	「子どもたちが健やかに生まれ育ち、次の世代を担う子どもたちを育むために」 将来を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つことができるよう、子育て・子育てを社会全体で支援するとともに、子どもを産み、育てることへの喜びを実感することができる家庭と社会の実現を目指します
概要	「職業生活と家庭生活との両立の推進」「地域における子育ての支援」「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」「子育てを支援する生活環境の整備」「子ども等の安全の確保」

	「要保護児童などへのきめ細かな取組の推進」を基本方針に掲げ、基本施策のもとに事業・目標値を盛り込む。
<p>長野市健康増進計画 新・健康ながの21</p> <p>市民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進するための計画。</p>	
計画期間	平成23～28年度
基本理念	生涯を通じて市民の健やかな暮らしを実現する健康長寿のまち“ながの”を目指す
概要	「市民の生涯にわたる健康づくりの支援」「疾病等の予防体制の充実」「協働による健康づくりの体制整備」「健康に関する安心・安全の確保」を健康づくりの基本方針として今後の必要な施策等を盛り込む。
<p>長野市食育推進計画</p> <p>市の食育への取り組みを総合的かつ効果的に推進するための計画。</p>	
計画期間	平成20～24年度
基本理念	食を通じて“いのち”“からだ”“こころ”を育み郷土を育み元気なまちながのを創る
概要	「市民（一人ひとり）を育む「食」、私たちの郷土を育む「食」」を基本目標にし、必要な施策と指標・目標値を盛り込む。
<p>みとめあい ささえあい21(第二次長野市男女共同参画基本計画)</p> <p>市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。</p>	
計画期間	平成22～26年度
目的	市、市民、事業者が力を合わせ、総合的かつ計画的に、男女共同参画を実現すること
概要	男女共同参画の施策を「学び」、「実践」、「調和」、「尊重」の4つの基本的な方向に分け、ワーク・ライフ・バランスを新たな視点として取り入れ、計画の推進のために、14の施策と8項目の評価指標と目標値を盛り込む。
<p>ささえあいプラン21(長野市地域福祉活動計画 策定主体:長野市社会福祉協議会)</p> <p>地域福祉活動を進めるために、地域住民や市社会福祉協議会の共通指針、基本的な考え方と目標・課題、役割を明らかにする計画。</p>	
計画期間	平成13～22年度(第3次実施計画:平成19～22年度)
共通目標	誰もがみんな、自分らしく生きるために支え合いの地域創り
概要	「学び」「参加」「交わる」「つどう」「見つける」「防ぐ」「支え合い」「伝える」「相談」「ネットワーク」「まちづくり」「自治・治める」をキーワードとする12の基本目標に基づき、地域福祉活動を進めていくための108事業を盛り込む。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成 23～27 年度までの 5 か年とします。なお、他の関連する計画との整合を図りながら、計画期間中の成果を踏まえたうえで必要な見直しを行います。

### 4 計画策定の体制

#### ( 1 ) 「長野市社会福祉審議会」への諮問

計画策定にあたっては、計画づくりの考え方や方法、内容について検討するために、長野市の社会福祉に関する事項を調査審議する「長野市社会福祉審議会」に第二次長野市地域福祉計画策定について諮問しました。

#### ( 2 ) 市民によるワーキンググループの組織化

計画の趣旨や近年の住民自治に対する関心の高まりなどを踏まえ、第二次市地域福祉計画づくりについても、市民によるワーキンググループを組織することとし、平成 21 年 8 月、公募などによる 44 名を部会員とする市民企画作業部会を発足しました。

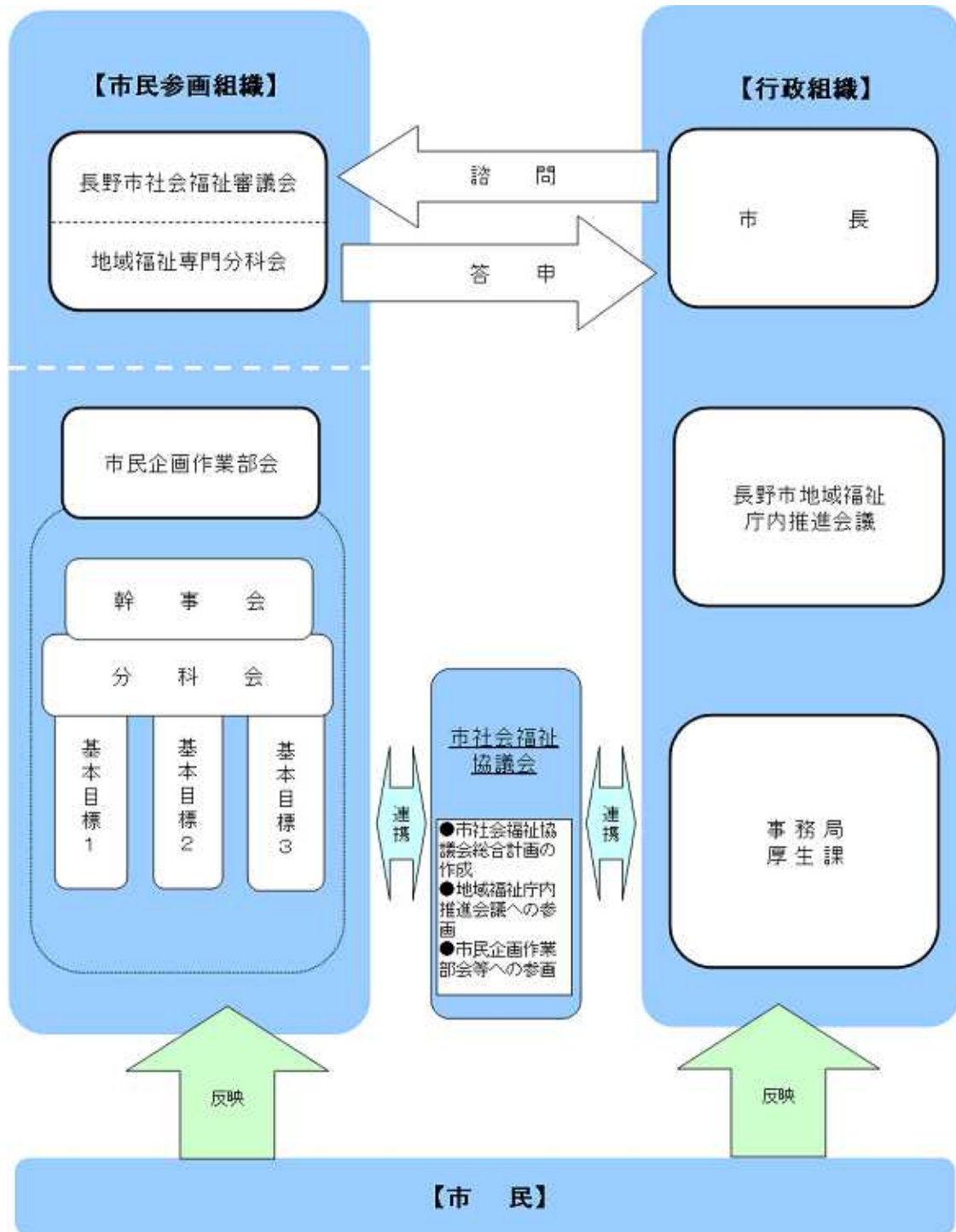
#### ( 3 ) 計画の素案づくり

市民企画作業部会は市の関係課、市社会福祉協議会からなる庁内組織とも協働しながら計画の素案づくりを実施してきました。素案は、第一次計画に掲げる 3 つの基本目標に向けた取り組みを評価するところから部会の活動を開始しました。素案づくりの作業は、部会の自発的で積極的な活動によって支えられてきており、全体会や幹事会、分科会に分かれての課題の整理や必要な方策の検討など、部会の活動は、のべ 47 回にのぼります。

#### ( 4 ) 計画案の作成

平成 17 年度より外部の客観的・専門的な立場から地域福祉計画の進行を管理し、実施成果を評価してきた長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、この素案に検討を加え、第二次地域福祉計画案としてまとめました。

【計画の策定体制イメージ図】



市民企画作業部会 3つの基本目標による分科会

「基本目標1」分科会	基本目標1に関する施策や取り組み状況を把握・評価し、必要な方策を検討。
「基本目標2」分科会	基本目標2に関する施策や取り組み状況を把握・評価し、必要な方策を検討。
「基本目標3」分科会	基本目標3に関する施策や取り組み状況を把握・評価し、必要な方策を検討。